

平成 26 年第 1 回松川町議会定例会(第 1 日目)議事日程

平成 26 年 3 月 5 日 午後 1 時 00 分開議

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長あいさつ
- 日程第 4 議案第 1 号 松川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 松川町高齢者支えあい拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 松川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 松川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 松川町水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 12 議案第 9 号 飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 26 年度松川町一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 26 年度松川町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 26 年度松川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度松川町介護保険事業特別会計予算について

- 日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度松川町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 26 年度松川町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 26 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 26 年度松川町青年の家特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 26 年度松川町水道事業会計予算について
- 日程第 22 議長の報告
- 陳情 1 介護保険制度見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度にするための意見書提出に関する陳情
- 陳情 2 雇用の安定を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳情 3 TPP(環太平洋連携協定)交渉決議の実現を求める陳情
- 日程第 23 発議第 1 号 松川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 発議第 2 号 松川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 1 号

松川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

松川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年松
川町条例第 22 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 3 月 5 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 26 年 3 月 5 日 可 決
松川町議会議長 島田弘美

松川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例（案）

松川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年
松川町条例第 22 号）の一部を次のとおり改正する。

別表を次のとおり改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

階級	年数																							
	勤続年数																							
	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年 以上	
団長	197	218	239	260	281	302	323	344	367	390	413	436	459	486	513	540	567	594	631	668	705	742	779	
副団長	189	209	229	249	269	289	309	329	349	369	389	409	429	450	471	492	513	534	569	604	639	674	709	
分団長	181	200	219	238	257	276	295	318	337	356	375	394	413	433	453	473	493	513	543	573	603	633	659	
副分団 長	180	197	214	231	248	265	282	303	320	337	354	371	388	406	424	442	460	478	508	538	568	598	624	
班長	174	189	204	219	234	249	264	283	298	313	328	343	358	374	390	406	422	438	464	490	516	542	564	
団員	166	180	200	208	222	236	250	264	278	292	306	320	334	349	364	379	394	409	431	453	475	497	519	

議案第2号

松川町税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町税条例(昭和32年松川町条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月 5日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月 5日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町税条例の一部を改正する条例（案）

松川町税条例(昭和32年松川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第47条の5第1項中「年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項前段中「及び次項」、「において」及び「、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下)」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下)」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係

る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等」を「一般株式等」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1項」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2から第19条の6までを次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に

係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

第19条の3 削除

第19条の4 削除

第19条の4の2 削除

第19条の5 削除

第19条の6 削除

附則第19条の8を次のように改める。

第19条の8 削除

附則第19条の9第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第19条の10を次のように改める。

第19条の10 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定
平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4、第16条の3、第19条3から第19条の6まで及び第19条の8から第19条の10までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日
(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の松川町税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4、第19条の3から第19条の6まで及び第19条の8から第19条の10までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第3号

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月 5日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月 5日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得」を「配当所得等」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等」を「特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山

林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とし、附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とし、附則第15項を第12項とし、第16項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の松川町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

松川町高齢者支えあい拠点施設の設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

松川町高齢者支えあい拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成23年松川町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年3月5日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年3月5日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町高齢者支えあい拠点施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例（案）

松川町高齢者支えあい拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年松川
町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

大島中部地区高齢者支えあい拠点施設	松川町大島 1655 番地
-------------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

松川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の
制定について

松川町社会教育委員設置条例(昭和 58 年松川町条例第 10 号)の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 3 月 5 日 提出
松 川 町 長 深津 徹
平成 26 年 3 月 5 日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例(案)

松川町社会教育委員設置条例(昭和58年松川町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、定数」を「、委嘱の基準、定数」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「2年」を「、2年」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第3条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第6号

松川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

松川町下水道条例（平成7年松川町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月 5日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月 5日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町下水道条例の一部を改正する条例 (案)

松川町下水道条例（平成7年松川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条中「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条」の次に「並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松川町下水道条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に下水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である下水道の使用にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

議案第7号

松川町水道条例の一部を改正する条例の制定について

松川町水道条例（平成10年松川町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月 5日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月 5日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

松川町水道条例の一部を改正する条例 (案)

松川町水道条例（平成 10 年松川町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条中「消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条」の次に「並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松川町水道条例第 27 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

議案第 8 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 5 日 提 出

松 川 町 長 深 津 徹

平成 26 年 3 月 5 日 可 決

松川町議会議長 島 田 弘 美

総合整備計画書

長野県下伊那郡松川町 中山辺地
(辺地の人口287人 面積4.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松川町生田 中山
(2) 辺地の中心の位置 松川町総合交流促進施設
(3) 辺地度点数 108点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

中山辺地は、JR飯田線伊那大島駅、役場等へ極めて遠く、森林に点在する集落で、サルやイノシシなどによる農作物への被害を受けているため、辺地地域を囲う侵入防止柵の設置が急務である。

侵入防止柵を整備することによって、辺地地域の農業の生産の安定を図る必要がある。

また、当該辺地地域を対象範囲とする小型動力ポンプ搭載自動車が老朽化しており、整備更新が必要となっている。

辺地住民の交流の拠点である役場生田支所や体育施設周辺に公衆トイレが未整備である。また、小学校統合によりスクールバスでの通学となることから、隣接するバス停付近に公衆トイレの整備を行い辺地の利便性を確保する。

3. 公共的施設の整備計画

平成22年度から平成26年度

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
有害獣侵入 防止柵	松川町	(35,000) 35,000		(35,000) 35,000	(35,000) 35,000
小型動力ポン プ搭載自動車	松川町	(6,300) 6,300		(6,300) 6,300	(6,300) 6,300
公衆トイレ整 備事業	松川町	(-) 6,500		(-) 6,500	(-) 6,500
合 計		(41,300) 47,800		(41,300) 47,800	(41,300) 47,800

上段:(変更前) 下段:変更後

総合整備計画書

長野県下伊那郡松川町 西山辺地
(辺地の人口101人 面積1.6km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 松川町大島 西山 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 西山集会所 |
| (3) 辺地度数 | 133点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

西山辺地は、西山山麓に点在する集落で、JR飯田線伊那大島駅、役場等へ極めて遠く、果樹観光を主体とする集落も過疎化が進み、特産品であるリンゴやナシの観光販売の促進による産業振興が急務である。

果樹園地帯から町営温泉宿泊施設へつながる西山遊歩道及びその周辺の景観整備や、恵まれた自然環境を活かし森林を活用した観光レクリエーション施設(フォレストアドベンチャー)の整備によって、観光連携を深めるとともに、あわせて、サル、イノシシ等による農作物への被害対策として、侵入防止柵の設置により、辺地地域の果樹観光産業の振興を図る必要がある。

また、町道234号線は、役場などの公共施設やJR飯田線伊那大島駅などの公共交通機関を結ぶ主要幹線であり、辺地住民の生活に欠くことができない重要路線であることから、拡幅改良により地域住民の利便性の向上を図るため整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成22年度から平成26年度

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
西山遊歩道 整備事業	松川町	(98,700)		(98,700)	(98,700)
		98,700		98,700	98,700
有害獣侵入 防止柵	松川町	(86,000)		(86,000)	(86,000)
		86,000		86,000	86,000
町道234号線 道路改良	松川町	(-)		(-)	(-)
		40,000		40,000	40,000
フォレストアドベン チャー整備事業	松川町	(-)		(-)	(-)
		75,000		75,000	75,000
合 計		(184,700)		(184,700)	(184,700)
		299,700		299,700	299,700

上段:(変更前) 下段:変更後

議案第9号

飯田市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を
変更する協定を締結することについて

松川町及び飯田市の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、松川町議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年松川町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月5日提出
松川町長 深津 徹
平成26年3月5日可決
松川町議会議長 島田 弘美

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書 (案)

飯田市 (以下「甲」という。) と松川町 (以下「乙」という。) は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書 (平成21年7月14日締結) の一部を次のように変更する。
第3条第1号アに次のように加える。

(エ) 飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援

a 取組の内容

圏域の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安全安心の医療を提供するため、電気通信回線によるネットワークを用いてそれぞれの医療機関が保有する診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステム (以下「診療情報連携システム」という。) の運用について支援を行う。

b 甲の役割

(a) 乙及び関係他町村と協議の上、診療情報連携システムの運用に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク機材等の導入及び更新に必要な経費の一部を医療機関に対し補助する。

(b) 診療情報連携システムの周知及び啓発を行う。

c 乙の役割

(a) 甲及び関係他町村と協議の上、前 b.(a) に掲げる経費の一部を負担するほか、医療機関に対し必要な補助を行う。

(b) 甲が行う診療情報連携システムの周知及び啓発に協力する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 牧野 光朗

下伊那郡松川町元大島3823番地
乙 松川町
松川町長 深津 徹

合議印	議長	副議長	事務局長	書記
				




陳情書

2014年2月19日

松川町議会議長
島田 弘美 様

陳情者

飯伊民医連介護ウエーブ推進委員会
委員長 池田克文 

連絡先

〒395-0801

飯田市鼎中平 1905-5 飯伊民医連内
介護ウエーブ事務局 (大原)


Tel 0265-52-5490

Fax 0265-52-5491

陳情者

〒399-3303

松川町元大島3239-2

米山 寿伸 

介護保険制度見直しにあたり、誰もが安心して利用できる制度にするための意見書提出に関する陳情書

【陳情趣旨】

日頃から住民の生命と暮らしを守るためのご奮闘に対して、心より感謝申し上げますとともに敬意を表します。

さて、14年前に国民の大きな期待と希望をもって発足した介護保険制度が、ご承知のとおり今回の通常国会において「介護の自己責任化」がはかられ、予防給付の訪問介護や通所介護を現在の給付体系から切り離し市町村に移すなど、大きく見直されようとしています。

私たち飯伊民医連介護ウエーブ推進委員会では、この改訂内容を知るべく昨年10月、飯伊地区に所在する約190の介護関連施設及び事業所に呼びかけ学習会を開催し、この学習会には関係事業所・個人合わせて130人もの方が集まりました。介護保険制度の改訂案がわかるにつれ、利用者も事業所も大きな不安となり、その後取り組んだ「介護保険制度の改悪中止を求める請願署名」では40以上の事業所でこの署名が取り組まれ、利用者・家族、一般市民も合わせて飯伊地区だけでも約6,000名の署名が集まって来ています。

今回の改訂案の内容は、いずれも介護保険制度導入時に示された「介護の社会化」の理念から一層遠のくもので、制度の根幹にかかわるものと考えます。現在開会中の国会において、政府は、これらの具体化を盛り込んだ法案を提出する計画です。

つきましては、貴職及び貴議会におきまして、上記の主旨をお汲みとり頂き、だれもが安心して利用できる介護保険制度にするため下記の項目について、地方自治法99条にもとづく政府及び衆参両議会議長に対し意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。

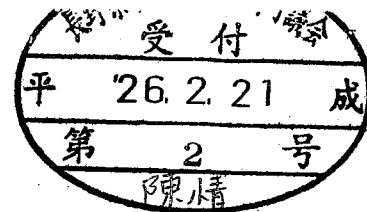
記

【陳情事項】

- ① 「要支援者」への対応を現行通り介護保険給付の対象者とし、市町村による「総合支援事業」対象に移さぬこと
- ② 特別養護老人ホーム入居対象者を、現行通りとし条件を付けないこと
- ③ 特別養護老人ホーム入居者の内、低所得者への「補足給付」条件を現行通りとすること
- ④ 介護保険サービス利用料負担を現行通りとし増やさぬこと

以上

合 議 印	議 長	副 議 長	事 務 局 長	書 記



雇用の安定を求める意見書の提出に関する陳情書

2014年2月20日

松川町議会

議長 島田 弘美 殿

陳情者

氏名 日本労働組合総連合会長野県連
会長 中山 千弘

住所 長野県長野市 532-3 県労働会館

電話 026-234-1626

氏名 日本労働組合総連合会長野県連合会
議長 中島 修司

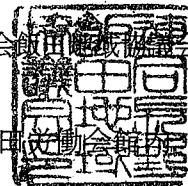
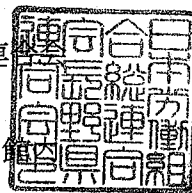
住所 長野県飯田市丸山町 1-8-6 飯田労働会館

電話 0265-24-0030

居住者 浅野 俊希

住所 長野県下伊那郡松川町元大島 2803

電話 0265-36-3960



陳情主旨

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。





また、日ごろは日本労働組合総連合会長野県連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

国民にとって、働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利であることから、雇いを安定させることは国の重大な責務の一つである。

政府は、少子高齢化が進み人口が減少する中、日本経済を再生し、我が国の経済社会を持続可能なものとしていくための成長戦略において、人材こそが日本が世界に誇る最大の資源であるとの観点から、「世界トップレベルの雇用環境」を実現し、産業競争力を強化することとしている。このため、従来の日本的雇用システムを抜本的に変革し、柔軟で多様な働き方ができる社会、企業外でも能力を高め、適職に移動できる社会、全員参加により能力が発揮される社会を実現し、日本の強みとグローバル・スタンダードを兼ね備えた、新たな日本的就業システムを目指している。

一方、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴される長時間労働や過重労働などによる過労死が社会問題となっている中、労働者を保護するルールの一層の推進を求める声がある。

よって、国においては、雇用の安定を図るため、次の事項を実施するよう強く要請する。

合 議 印	議 長	副 議 長	事 務 局 長	書 記
				



TPP (環太平洋連携協定) 交渉決議の実現を求める
陳情書

平成 26 年 2 月 21 日

松川町議会
議長 島田 弘美 殿

陳情者

(住所) 飯田市北方 3852-22

(氏名) みなみ信州農業協同組合

代表理事組合長 矢澤 輝海



平素は、JA みなみ信州の農業振興並びに JA 事業・運営に対し、格別な
るご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしの件につきまして、TPP 交渉は昨年末での妥結が見送られました
が、2月22日から開催されると報道されている TPP 閣僚会議が大きな山場
となることが想定され、正念場を迎えております。

JA グループでは 3 月末までの運動方針に基づき TPP 決議の実現に向け
た取り組みを展開してまいります。

今後も、国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されますが、いかな
る状況においても TPP 決議の実現を求める働きかけが重要となってまいり
ます。

つきましては、TPP 決議の実現を求める声を地域から上げていくため、
意見書を採択いただき政府への働きかけを願いたく陳情いたします。

発議第 1 号

松川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

松川町議会委員会条例（昭和 63 年松川町条例第 12 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

提出者	松川町議会議員	間瀬	重男
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	米山	由子
	同	橋本	喜治
	同	関	克義
	同	森谷	岩夫

平成 26 年 3 月 5 日 可決
松川町議会議長 島田弘美

松川町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

松川町議会委員会条例(昭和 63 年松川町条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「以内」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

松川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

松川町議会会議規則（昭和 31 年松川町議会会議規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 3 月 5 日 提出

提出者	松川町議会議員	間瀬	重男
賛成者	松川町議会議員	熊谷	宗明
	同	米山	由子
	同	橋本	喜治
	同	関	克義
	同	森谷	岩夫

平成 26 年 3 月 5 日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

松川町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

松川町議会会議規則（昭和 31 年松川町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「日曜日及び休日は休会にする。」を「町の休日は、休会とする。」に改める。

第 13 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 38 条第 1 項中「会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会に付託することができる。ただし、他に特別の規定があるものは、この限りでない。」を「議会に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。」に改め、同項ただし書を削る。

第 43 条中「対し」を「付し」に改める。

第 72 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議会運営委員会が、法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第 90 条の見出し中「(請願文書表の作成及び配布)」を「(請願書の写しの配布)」に改め、同条第 1 項「議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。」を「議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。」に改め、同条第 2 項及び、第 3 項を削る。

第 91 条第 1 項中「請願文書表」を「請願書の写し」に改める。

第 122 条を第 129 条とする。

第 17 章を第 19 章とする。

第 16 章中第 121 条を第 128 条とする。

第 16 章を第 18 章とする。

第 15 章中第 120 条を第 127 条とする。

第 15 章を第 17 章とする。

第 14 章中第 119 条を第 126 条とし、第 118 条を第 125 条とする。

第 117 条中「印刷して、」を削り、同条を第 124 条とし、第 116 条を第 123 条とする。

第 14 章を第 16 章とする。

第 13 章の次に次の 2 章を加える。

第 14 章 公聴会

(公聴会開催の手続き)

第 116 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 117 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 118 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 119 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 120 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 121 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 122 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 119 条（（公述人の発言））、第 120 条（（議員と公述人の質疑））及び 121 条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 26 年第 1 回松川町議会定例会(第 20 日目)議事日程

平成 26 年 3 月 24 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 10 号 平成 26 年度松川町一般会計予算について
- 日程第 2 議案第 11 号 平成 26 年度松川町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 3 議案第 12 号 平成 26 年度松川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 13 号 平成 26 年度松川町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 14 号 平成 26 年度松川町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 15 号 平成 26 年度松川町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 16 号 平成 26 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 17 号 平成 26 年度松川町青年の家特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 18 号 平成 26 年度松川町水道事業会計予算について
- 日程第 10 議案第 19 号 平成 25 年度松川町一般会計補正予算(第 8 回)について
- 日程第 11 議案第 20 号 平成 25 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 12 議案第 21 号 平成 25 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成 25 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 14 議案第 23 号 平成 25 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 15 議案第 24 号 平成 25 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 16 議案第 25 号 平成 25 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 3 回)について

- 日程第 17 議案第 26 号 平成 25 年度松川町青年の家特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 18 議案第 27 号 平成 25 年度松川町水道事業会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 19 議案第 28 号 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 29 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 30 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 31 号 松川町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 32 号 松川町高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 33 号 平成 25 年度名子統合保育園建設 建築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 25 議案第 34 号 平成 25 年度名子統合保育園建設 機械設備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 26 議案第 35 号 平成 25 年度名子統合保育園建設 電気設備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 27 請願・陳情の審査
- 日程第 28 発議第 3 号 だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書の提出について
- 日程第 29 発議第 4 号 雇用の安定を求める意見書の提出について
- 日程第 30 発議第 5 号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書の提出について
- 日程第 31 継続審査・調査について
- 日程第 32 町長あいさつ

閉会宣告

平成25年度松川町一般会計補正予算（第8回）

平成25年度松川町一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,894千円を減額して、歳入歳出それぞれ6,522,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,381,958	△6,000	1,375,958
	1 町民税	575,259	△6,000	569,259
1 1 分担金及び負担金		91,347	△308	91,039
	2 負担金	91,287	△308	90,979
1 2 使用料及び手数料		54,820	△1,462	53,358
	1 使用料	36,490	△1,462	35,028
1 3 国庫支出金		493,819	6,720	500,539
	1 国庫負担金	315,628	△329	315,299
	2 国庫補助金	175,124	7,049	182,173
1 4 県支出金		331,139	1,302	332,441
	1 県負担金	150,932	△307	150,625
	2 県補助金	150,788	1,612	152,400
	3 委託金	29,419	△3	29,416
1 5 財産収入		5,686	229	5,915
	1 財産運用収入	5,181	△146	5,035
	2 財産売払収入	505	375	880
1 6 寄附金		1,121	5,949	7,070
	1 寄附金	1,121	5,949	7,070
1 7 繰入金		484,060	2,000	486,060

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	481,060	2,000	483,060
1 9 諸収入		204,809	△824	203,985
	3 貸付金元利収入	131,917	△11,340	120,577
	5 雑入	60,243	10,516	70,759
2 0 町債		724,600	△49,500	675,100
	1 町債	724,600	△49,500	675,100
歳 入 合 計		6,563,981	△41,894	6,522,087

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		76,818	△310	76,508
	1 議会費	76,818	△310	76,508
2 総務費		616,880	10,532	627,412
	1 総務管理費	493,666	10,912	504,578
	2 徴税費	67,495	△160	67,335
	3 戸籍住民基本台帳費	46,768	△220	46,548
3 民生費		2,213,456	△17,364	2,196,092
	1 社会福祉費	1,011,669	△14,060	997,609
	2 児童福祉費	1,201,787	△3,304	1,198,483
4 衛生費		534,605	317	534,922
	1 保健衛生費	369,745	817	370,562
	2 清掃費	164,860	△500	164,360
5 労働費		4,173	200	4,373
	1 労働諸費	4,173	200	4,373
6 農林水産業費		622,646	△12,311	610,335
	1 農業費	530,875	△9,261	521,614
	2 林業費	91,771	△3,050	88,721
7 商工費		238,031	△2,020	236,011
	1 商工費	238,031	△2,020	236,011

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		767,924	△44,531	723,393
	1 土木管理費	16,840	△210	16,630
	2 道路橋梁費	543,959	△38,300	505,659
	3 河川費	7,596	△1,500	6,096
	4 都市計画費	192,907	△4,521	188,386
9 消防費		279,657	△2,019	277,638
	1 消防費	279,657	△2,019	277,638
10 教育費		433,790	△6,520	427,270
	1 教育総務費	47,641	△350	47,291
	2 小学校費	146,885	△3,800	143,085
	3 中学校費	89,289	△1,060	88,229
	4 社会教育費	111,611	△610	111,001
	5 保健体育費	38,364	△700	37,664
11 災害復旧費		11,260	△1,500	9,760
	1 公共土木施設災害復旧費	11,140	△1,500	9,640
13 予備費		53,091	33,632	86,723
	1 予備費	53,091	33,632	86,723
歳 出 合 計		6,563,981	△41,894	6,522,087

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	名子統合保育園建設事業	412,129
		子ども子育て支援システム構築	3,500
4 衛生費	1 保健衛生費	名子統合保育園太陽光発電設備設置事業	15,320
6 農林水産業費	1 農業費	農作物等災害緊急対策事業	11,000
8 土木費	2 道路橋梁費	町道神護原線道路改良事業（名子3工区）	61,370
		町道松川線道路改良事業	9,504
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館改築事業設計業務	20,000
合 計			532,823

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	千円 61,200	証書借入	%以内 4.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。但し、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 51,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
補助災害復旧事業	2,100	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
単独災害復旧事業	4,000	〃	〃	〃	2,300	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付金事業	86,400	〃	〃	〃	82,400	〃	〃	〃
緊急防災・減災事業	35,000	〃	〃	〃	32,500	〃	〃	〃
施設整備事業	276,900	〃	〃	〃	245,400	〃	〃	〃
計	465,600				416,100			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	1,381,958	△6,000	1,375,958
1 1 分担金及び負担金	91,347	△308	91,039
1 2 使用料及び手数料	54,820	△1,462	53,358
1 3 国庫支出金	493,819	6,720	500,539
1 4 県支出金	331,139	1,302	332,441
1 5 財産収入	5,686	229	5,915
1 6 寄附金	1,121	5,949	7,070
1 7 繰入金	484,060	2,000	486,060
1 9 諸収入	204,809	△824	203,985
2 0 町債	724,600	△49,500	675,100
歳 入 合 計	6,563,981	△41,894	6,522,087

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	76,818	△310	76,508	0	0	0	△310
2 総務費	616,880	10,532	627,412	△3,511	0	16,005	△1,962
3 民生費	2,213,456	△17,364	2,196,092	△525	△31,500	92	14,569
4 衛生費	534,605	317	534,922	0	0	0	317
5 労働費	4,173	200	4,373	0	0	△100	300
6 農林水産業費	622,646	△12,311	610,335	5,298	△9,700	△12,450	4,541
7 商工費	238,031	△2,020	236,011	10,168	0	0	△12,188
8 土木費	767,924	△44,531	723,393	291	△4,000	0	△40,822
9 消防費	279,657	△2,019	277,638	0	△2,500	0	481
10 教育費	433,790	△6,520	427,270	△3,370	0	△462	△2,688
11 災害復旧費	11,260	△1,500	9,760	△329	△1,800	0	629
13 予備費	53,091	33,632	86,723	0	0	0	33,632
歳出合計	6,563,981	△41,894	6,522,087	8,022	△49,500	3,085	△3,501

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
1	町税		1,381,958	△6,000	1,375,958				
	1	町民税	575,259	△6,000	569,259				
	2	法人	65,162	△6,000	59,162	1	現年課税分	△6,000	法人税割減 △6,000
11	分担金及び負担金		91,347	△308	91,039				
	2	負担金	91,287	△308	90,979				
	2	民生費負担金	71,231	△208	71,023	6	児童福祉費負担金	△208	児童館利用料減 △208
	3	労働費負担金	700	△100	600	1	労働諸費負担金	△100	雇用奨励補助金他町村負担金減 △100
12	使用料及び手数料		54,820	△1,462	53,358				
	1	使用料	36,490	△1,462	35,028				
	1	町営施設使用料	15,372	△750	14,622	6	山村振興施設使用料	△750	交流促進施設減 △750
	4	住宅使用料	6,662	△712	5,950	2	教員住宅使用料	△712	教員住宅減 △712

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
13	国庫支出金	493,819	6,720	500,539			
	1 国庫負担金	315,628	△329	315,299			
	4 災害復旧費国庫負担金	4,335	△329	4,006	1 現年災害復旧費国庫負担金	△329	現年公共土木施設等災害復旧費国庫負担金減 △329
	2 国庫補助金	175,124	7,049	182,173			
	3 教育費国庫補助金	266	△51	215	1 特別支援教育就学援助国庫補助金	△51	特別支援教育就学援助費減 △51
	4 土木費国庫補助金	100,820	7,100	107,920	5 社会資本整備総合交付金	7,100	社会資本整備総合交付金増 7,100
14	県支出金	331,139	1,302	332,441			
	1 県負担金	150,932	△307	150,625			
	1 民生費負担金	150,422	△307	150,115	2 保険基盤安定県費負担金	△307	後期高齢者医療財政基盤安定県費負担金減 △307
	2 県補助金	150,788	1,612	152,400			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		2 民生費補助金	46,610	△8	46,602	2 児童福祉費 県費補助金	△8	保育所運営費補助金減 △8
		4 農業費補助金	14,753	5,569	20,322	2 農業費補助 金	5,569	環境保全型農業直接支払交付金増 農作物等災害緊急対策事業増 69 5,500
		5 林業費補助金	31,397	△210	31,187	1 林業振興補 助金	△210	木造公共施設整備事業補助金減 △210
		7 教育費補助金	1,279	△399	880	1 放課後子ど もプラン推 進事業費補 助金	△399	放課後子ども教室推進事業補助金減 △399
		9 労働費補助金	24,400	△3,340	21,060	2 緊急雇用創 出事業補助 金	△3,340	緊急雇用創出事業補助金減 △3,340
		3 委託金	29,419	△3	29,416			
		3 農業費委託金	96	△3	93	1 農業費委託 金	△3	地すべり防止施設管理委託金減 △3
		15 財産収入	5,686	229	5,915			
		1 財産運用収入	5,181	△146	5,035			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 財産貸付収入	2,344	△146	2,198	1 土地貸付収入	△146	土地貸付収入減 △146
	2 財産売払収入	505	375	880			
	1 不動産売払収入	505	375	880	2 土地売払収入	375	土地売払収入 375
16	寄附金	1,121	5,949	7,070			
	1 寄附金	1,121	5,949	7,070			
	1 一般寄附金	5	499	504	1 一般寄附金	499	一般寄附金増 499
	2 民生費寄附金	1	300	301	2 児童福祉費寄附金	300	児童福祉費寄附金 300
	3 教育費寄附金	0	250	250	1 教育費寄附金	250	教育振興費寄附金 250
	6 ふるさと応援寄附金	100	4,900	5,000	1 ふるさと応援寄附金	4,900	ふるさと応援寄附金増 4,900
17	繰入金	484,060	2,000	486,060			
	2 基金繰入金	481,060	2,000	483,060			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
	3 財政調整基金繰入金	154,000	2,000	156,000	1 財政調整基金繰入金	2,000	財政調整基金繰入金増 2,000
19	諸収入	204,809	△824	203,985			
	3 貸付金元利収入	131,917	△11,340	120,577			
	1 貸付金元利収入	131,917	△11,340	120,577	3 奨学資金貸付償還金	360	奨学資金貸付償還金増 360
					7 有害鳥獣駆除対策協議会償還金	△11,700	有害鳥獣駆除対策協議会償還金減 △11,700
	5 雑入	60,243	10,516	70,759			
	1 雑入	60,243	10,516	70,759	5 雑入	10,516	自治会会所負担金増 10,516
20	町債	724,600	△49,500	675,100			
	1 町債	724,600	△49,500	675,100			
	1 辺地対策事業債	61,200	△9,700	51,500	1 辺地対策事業債	△9,700	辺地対策事業債 鳥獣被害防護柵設置事業減 およびの森遊歩道整備事業減 △8,200 △1,500

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		5 災害復旧事業債	6,100	△1,800	4,300	1 補助災害復旧事業債	△100	補助災害復旧事業債（現年分） 公共土木施設等災害復旧事業減 △100
						2 単独災害復旧事業債	△1,700	単独災害復旧事業債（現年分） 公共土木施設等災害復旧事業減 △1,700
		6 公共事業等債	86,400	△4,000	82,400	1 社会資本整備総合交付金事業	△4,000	社会資本整備総合交付金事業減 △4,000
		7 緊急防災・減災事業債	35,000	△2,500	32,500	1 緊急防災・減災事業債	△2,500	緊急防災・減災事業債 気象情報システム設置事業減 △2,500
		9 施設整備事業債	276,900	△31,500	245,400	1 施設整備事業債	△31,500	施設整備事業債 統合保育園建設減 △31,500
		計	6,563,981	△41,894	6,522,087			

3. 歳 出

(単位：千円)

科	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1	議会費		76,818	△310	76,508				△310				
	1	議会費	76,818	△310	76,508				△310				
		1	76,818	△310	76,508				△310	3 職員手当等	△150	異動等による	△150
										4 共済費	△160	制度改正による	△160
2	総務費		616,880	10,532	627,412	△3,511		16,005	△1,962				
	1	総務管理費	493,666	10,912	504,578	△3,511		16,005	△1,582				
		1	277,352	△1,190	276,162	△604			△586	3 職員手当等	150	異動等による	150
										4 共済費	△900	特別職共済負担金減	△900
										12 役務費	150	文書廃棄手数料増	150
										13 委託料	△590	公文書データベース化業務減	△590
		3	36,056	13,980	50,036	△2,736		15,776	940	11 需用費	940	ふるさと納税特産品増	940
										13 委託料	△2,736	公会計管理データ作成他減	△2,736
										25 積立金	15,776	ふるさと応援基金積立増	4,900

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
												自治振興基金積立増 奨学資金貸付償還金積立増	
		5財産管理費	39,022	0	39,022			229	△229			財源補正	
		6企画費	69,118	△1,500	67,618				△1,500	13委託料	△1,500	専用側線跡地土壌調査他減	△1,500
		8交通安全対策費	3,866	42	3,908				42	18備品購入費	42	カーブミラー増	42
		9防犯費	13,594	△420	13,174	△171			△249	15工事請負費	△420	防犯灯LED整備減	△420
		2徴税费	67,495	△160	67,335				△160				
		1税務総務費	42,533	△160	42,373				△160	4共済費	△160	制度改正による	△160
		3戸籍住民基本台帳費	46,768	△220	46,548				△220				
		1戸籍住民基本台帳費	46,768	△220	46,548				△220	2給料	△100	異動等による	△100
										4共済費	△120	制度改正による	△120
										13委託料	180	住基ネットシステム移設	180
										18備品購入費	△180	窓口用レジスター減	△180

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
3	民生費		2,213,456	△17,364	2,196,092	△525	△31,500	92	14,569				
	1	社会福祉費	1,011,669	△14,060	997,609	△307			△13,753				
		1	社会福祉総務費	191,902	△176	191,726			△176	3	職員手当等	△270	異動等による △270
										4	共済費	△400	制度改正による △400
										20	扶助費	494	ひまわり乗車券増 494
		3	高齢者福祉費	418,189	△13,884	404,305	△307		△13,577	19	負担金補助 及び交付金	△9,950	後期高齢者医療広域連合負担金減 △9,950
										20	扶助費	2,498 168	養護老人ホーム保護措置費増 家族介護用品支給増 2,498 168
										28	繰出金	△6,600	後期高齢者医療特別会計繰出金 基盤安定分減 広域連合事務費負担金減 介護保険事業特別会計繰出金 介護給付費分減 職員給与費繰出分減 △409 △1,152 △5,013 △26
	2	児童福祉費	1,201,787	△3,304	1,198,483	△218	△31,500	92	28,322				
		1	児童福祉総務費	8,018	△40	7,978			△40	4	共済費	△40	制度改正による △40

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		3保育所費	913,781	△3,213	910,568	△218	△31,500	300	28,205	2給料	△1,730	異動等による △1,730
										3職員手当等	△940	異動等による △940
										4共済費	△860	制度改正による △860
										14使用料及び 賃借料	317	除雪重機使用料増 317
		4子育て支援センター費	20,261	△51	20,210				△51	2給料	△150	異動等による △150
										4共済費	△20	制度改正による △20
										14使用料及び 賃借料	119	除雪重機使用料増 119
		5児童館費	20,640	0	20,640			△208	208			財源補正
4		衛生費	534,605	317	534,922				317			
	1	保健衛生費	369,745	817	370,562				817			
		1保健衛生総務費	168,342	3,967	172,309				3,967	3職員手当等	△180	異動等による △180
										4共済費	△30	制度改正による △30

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
										13委託料	1,200	妊婦健康診査増 1,200	
										28繰出金	2,977	水道事業会計繰出金 児童手当繰出分減 片桐ダム堰堤改良負担分増 △420 3,397	
		2予防費	52,901	△2,750	50,151				△2,750	13委託料	△2,750	結核・肺がん検診増 予防接種 子宮頸がんワクチン減 250 △3,000	
		4環境衛生費	127,429	△200	127,229				△200	4共済費	△200	制度改正による △200	
		5自然エネルギー費	17,410	△200	17,210				△200	13委託料	△2,200	太陽光発電設備調査設計減 △2,200	
										15工事請負費	2,000	太陽光発電設備設置増 2,000	
		2清掃費	164,860	△500	164,360				△500				
		3合併処理浄化槽費	20,083	△500	19,583				△500	19負担金補助 及び交付金	△500	浄化槽維持管理経費補助減 △500	
		5労働費	4,173	200	4,373				△100	300			
		1労働諸費	4,173	200	4,373				△100	300			
		1労働諸費	4,173	200	4,373				△100	300	19負担金補助 及び交付金	200	雇用奨励補助金他町村負担金増 200

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6農林水産業費	622,646	△12,311	610,335	5,298	△9,700	△12,450	4,541			
1農業費	530,875	△9,261	521,614	5,298	△8,200	△12,450	6,091			
2農業総務費	29,985	△450	29,535				△450	3職員手当等	△150	異動等による △150
								4共済費	△300	制度改正による △300
3農業振興費	149,226	△8,861	140,365	5,569	△8,200	△11,700	5,470	19負担金補助及び交付金	2,839	補助金 環境保全型農業直接支払事業増 139 有害鳥獣駆除対策協議会減 △7,000 経営規模拡大奨励減 △1,300 農作物等災害緊急対策増 11,000
								21貸付金	△11,700	有害鳥獣駆除対策協議会貸付金減 △11,700
4中山間地域活性化推進事業費	11,681	50	11,731			△750	800	11需用費	50	アグリ工房電気料増 50
7農村観光交流センター費	10,573	0	10,573	△268			268			財源補正
8農地費	19,550	0	19,550	△3			3			財源補正
2林業費	91,771	△3,050	88,721		△1,500		△1,550			
1林業総務費	7,823	△50	7,773				△50	4共済費	△50	制度改正による △50

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
		2林業振興費	73,652	△3,000	70,652		△1,500		△1,500	13委託料	△1,500	緩衝帯整備事業減	
										19負担金補助及び交付金	△1,500	森林造成事業補助金減	△1,500
		7商工費	238,031	△2,020	236,011	10,168			△12,188				
		1商工費	238,031	△2,020	236,011	10,168			△12,188				
		1商工総務費	25,606	△620	24,986				△620	2給料	△130	異動等による	△130
										3職員手当等	△280	異動等による	△280
										4共済費	△210	制度改正による	△210
		2商工業振興費	138,474	△1,400	137,074				△1,400	19負担金補助及び交付金	△1,400	工場等設置事業補助金減	△1,400
		3観光費	26,637	0	26,637	10,168			△10,168			財源補正	
		8土木費	767,924	△44,531	723,393	291	△4,000		△40,822				
		1土木管理費	16,840	△210	16,630				△210				
		1土木総務費	16,840	△210	16,630				△210	4共済費	△210	制度改正による	△210

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2	道路橋梁費	543,959	△38,300	505,659	496	△4,000		△34,796			
	1	道路橋梁総務費	26,171	60	26,231				60	3 職員手当等	250	異動等による 250
										4 共済費	△190	制度改正による △190
	2	道路橋梁維持費	144,666	4,900	149,566				4,900	13委託料	6,800	除雪委託増 6,800
										14使用料及び賃借料	△1,900	道路補修等重機使用料減 △1,900
	3	道路橋梁新設改良費	373,122	△43,260	329,862	496	△4,000		△39,756	3 職員手当等	△130	異動等による △130
										4 共済費	△130	制度改正による △130
										13委託料	△5,000	測量設計業務減 △5,000
										15工事請負費	△10,000	工事請負費減 △10,000
										17公有財産購入費	△8,000	改良工事用地減 △8,000
										22補償補てん及び賠償金	△20,000	改良工事補償減 △20,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
	3	河川費	7,596	△1,500	6,096				△1,500			
		1河川費	7,596	△1,500	6,096				△1,500	15工事請負費	△1,500	河川排水工事減 △1,500
	4	都市計画費	192,907	△4,521	188,386	△205			△4,316			
		2公共下水道費	173,269	△4,521	168,748				△4,521	28繰出金	△4,521	公共下水道特別会計繰出金減 △4,521
		3公園管理費	18,156	0	18,156	△205			205			財源補正
	9	消防費	279,657	△2,019	277,638		△2,500		481			
		1消防費	279,657	△2,019	277,638		△2,500		481			
		2非常備消防費	51,608	147	51,755				147	8報償費	547	団員退団報奨金増 547
										18備品購入費	△400	消防団団旗減 △400
		5防災対策費	48,090	△2,166	45,924		△2,500		334	13委託料	△2,166	防災無線保守点検減 防災無線免許更新申請業務減 △1,809 △357
	10	教育費	433,790	△6,520	427,270	△3,370		△462	△2,688			
		1教育総務費	47,641	△350	47,291			△712	362			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
						特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他					
		2教育委員会事務局費	44,165	△350	43,815			△712	362	3 職員手当等	△100	異動等による	△100
										4 共済費	△250	特別職共済負担金減 制度改正による	△90 △160
		2小学校費	146,885	△3,800	143,085	△431		250	△3,619				
		1小学校管理費	140,351	△3,800	136,551	△399			△3,401	7 賃 金	△700	放課後子ども教室安全管理員賃金減	△700
										11 需用費	△800	修繕費減	△800
										13 委託料	△1,050	体育館非構造部材耐震調査減	△1,050
										14 使用料及び 賃借料	△1,250	バス他使用料減	△1,250
		2小学校教育振興費	6,534	0	6,534	△32		250	△218				財源補正
		3中学校費	89,289	△1,060	88,229	△19			△1,041				
		1中学校管理費	80,549	△1,060	79,489				△1,060	4 共済費	△160	制度改正による	△160
										11 需用費	△900	光熱水費減	△900
		2中学校教育振興費	8,740	0	8,740	△19			19				財源補正

(単位：千円)

款	科 項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
	4	社会教育費	111,611	△610	111,001	△2,920			2,310				
		1 社会教育総務費	33,550	△440	33,110				△440	3 職員手当等	△150	異動等による △150	
										4 共済費	△290	制度改正による △290	
		2 公民館費	41,538	0	41,538	△2,920			2,920			財源補正	
		3 図書館資料館費	36,523	△170	36,353				△170	4 共済費	△170	制度改正による △170	
	5	保健体育費	38,364	△700	37,664				△700				
		2 保健体育施設費	32,588	△700	31,888				△700	11 需用費	△700	施設修繕費減 △700	
	11	災害復旧費	11,260	△1,500	9,760	△329	△1,800		629				
		1 公共土木施設災害復旧費	11,140	△1,500	9,640	△329	△1,800		629				
		1 道路橋梁災害復旧費	11,140	△1,500	9,640	△329	△1,800		629	15 工事請負費	△1,500	災害復旧工事請負費減 △1,500	
	13	予備費	53,091	33,632	86,723				33,632				
		1 予備費	53,091	33,632	86,723				33,632				

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		1予備費	53,091	33,632	86,723				33,632			
		計	6,563,981	△41,894	6,522,087	8,022	△49,500	3,085	△3,501			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位千円)

区 分	職員数	給 与 費							共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 支給率(月分)	地域手当	寒冷地手当	他手当	計				
補正後	長 等	3		20,428	7,307 (2.95)			6,157	33,892	4,842	38,734	
	議 員	14	33,311		11,465 (2.95)				44,776	16,567	61,343	
	その他 特別職	1,068	53,600						53,600		53,600	
	計	1,085	86,911	20,428	18,772			6,157	132,268	21,409	153,677	
補正前	長 等	3		20,428	7,307 (2.95)			6,157	33,892	5,832	39,724	
	議 員	14	33,311		11,465 (2.95)				44,776	16,567	61,343	
	その他 特別職	1,068	53,600						53,600		53,600	
	計	1,085	86,911	20,428	18,772			6,157	132,268	22,399	154,667	
比 較	長 等									△ 990	△ 990	
	議 員											
	その他 特別職											
	計									△ 990	△ 990	

2 一般職
(1)総括

(単位千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	91人		301,360	206,674	508,034	96,620	604,654	
補正前	92人		303,470	208,624	512,094	100,480	612,574	
比較	△1人		△2,110	△1,950	△4,060	△3,860	△7,920	

(単位千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養	管理職	住居	通勤	時間外	期末	勤勉	寒冷地	特勤	宿日直	児童	退職	合計	備考
	補正後	11,390	3,040	2,640	3,320	8,440	73,200	37,820		150	2,890	5,635	58,149	206,674	
	補正前	11,670	3,040	2,780	3,320	8,440	73,500	39,050		150	2,890	5,635	58,149	208,624	
	比較	△280		△140			△300	△1,230						△1,950	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△2,110	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△2,110	異動等による
職員手当	△1,950	制度改正に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△1,950	異動等による

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成26年3月1日現在	平均給料月額(円)	280,636	
	平均給与月額(円)	307,174	
	平均年齢(歳)	40.02	
平成25年12月1日現在	平均給料月額(円)	279,629	
	平均給与月額(円)	306,260	
	平均年齢(歳)	39.10	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成26年3月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	
平成25年12月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成26年3月1日現在	1 級	18	20.6	1 級			
	2 級	16	17.4	2 級			
	3 級	22	23.9	3 級			
	4 級	24	26.1				
	5 級	9	9.8				
	6 級	2	2.2				
	計	91	100	計			
平成25年12月1日現在	1 級	19	20.9	1 級			
	2 級	16	17.6	2 級			
	3 級	22	24.2	3 級			
	4 級	24	26.4				
	5 級	9	9.9				
	6 級	2	2.2				
	計	92	100	計			

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	91	91			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	91	91			
	号給数別内訳	0号給(人)	1	1		
		1号給(人)	9	9		
		2号給(人)	14	14		
		3号給(人)	1	1		
		4号給(人)	56	56		
		5号給(人)	9	9		
		6号給(人)	1	1		
	比 率(B) / (A) (%)	100	100			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	92	92			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	92	92			
	号給数別内訳	0号給(人)	1	1		
		1号給(人)	10	10		
		2号給(人)	14	14		
		3号給(人)	1	1		
		4号給(人)	56	56		
		5号給(人)	9	9		
		6号給(人)	1	1		
	比 率(B) / (A) (%)	100	100			

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
本年度	1.90	2.05		3.95	有	
前年度	1.90	2.05		3.95	有	
国の制度	1.90	2.05		3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1	
支給対象職員の比率 (%) (平成26年3月1日現在)	21.98	21.98	
代表的な特殊勤務手当の名称	バス運転手手当	バス運転手手当	

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第20号

平成25年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）

平成25年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930千円を追加して、歳入歳出それぞれ1,468,346千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 3月24日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		278,569	2,490	281,059
	1 国庫負担金	219,019	2,060	221,079
	2 国庫補助金	59,550	430	59,980
4 療養給付費交付金		89,807	500	90,307
	1 療養給付費交付金	89,807	500	90,307
6 県支出金		67,105	940	68,045
	1 県負担金	7,119	500	7,619
	2 県補助金	59,986	440	60,426
歳入合計		1,464,416	3,930	1,468,346

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		948,832	5,400	954,232
	1 療養諸費	849,161	400	849,561
	2 高額療養費	86,791	5,000	91,791
7 共同事業拠出金		143,000	2,500	145,500
	1 共同事業拠出金	143,000	2,500	145,500
1 1 諸支出金		1,115	29,499	30,614
	1 償還金及び還付加算金	1,115	29,499	30,614
1 2 予備費		47,886	△33,469	14,417
	1 予備費	47,886	△33,469	14,417
歳 出 合 計		1,464,416	3,930	1,468,346

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	278,569	2,490	281,059
4 療養給付費交付金	89,807	500	90,307
6 県支出金	67,105	940	68,045
歳入合計	1,464,416	3,930	1,468,346

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	948,832	5,400	954,232	2,430	0	500	2,470
7 共同事業拠出金	143,000	2,500	145,500	1,000	0	0	1,500
1 1 諸支出金	1,115	29,499	30,614	0	0	0	29,499
1 2 予備費	47,886	△33,469	14,417	0	0	0	△33,469
歳出合計	1,464,416	3,930	1,468,346	3,430	0	500	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
3	国庫支出金	278,569	2,490	281,059			
	1 国庫負担金	219,019	2,060	221,079			
	2 療養給付費等負担金	211,900	1,560	213,460	1 現年度分	1,560	療養給付費負担金増 1,560
	3 高額医療費共同事業負担金	4,600	500	5,100	1 高額医療費共同事業負担金	500	高額医療費共同事業負担金増 500
	2 国庫補助金	59,550	430	59,980			
	1 財政調整交付金	59,550	430	59,980	1 普通調整交付金	340	普通調整交付金増 340
					2 特別調整交付金	90	特別調整交付金増 90
4	療養給付費交付金	89,807	500	90,307			
	1 療養給付費交付金	89,807	500	90,307			
	1 療養給付費交付金	89,807	500	90,307	1 現年度分	500	退職者療養給付費分増 500
6	県支出金	67,105	940	68,045			

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
	項	目				区 分	金 額	
	1	県負担金	7,119	500	7,619			
		1 高額医療費共同事業負担金	4,600	500	5,100	1 高額医療費共同事業負担金	500	高額医療費共同事業負担金増 500
	2	県補助金	59,986	440	60,426			
		1 財政調整交付金	59,986	440	60,426	1 財政調整交付金	440	財政調整交付金増 440
		計	1,464,416	3,930	1,468,346			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
款 項	目			国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2	保険給付費	948,832	5,400	954,232	2,430		500	2,470			
	1	療養諸費	849,161	400	849,561	188		212			
		3	一般被保険者療養費	13,538	400	13,938	188	212	19負担金補助及び交付金	400	療養費一般分増 400
	2	高額療養費	86,791	5,000	91,791	2,242	500	2,258			
		1	一般被保険者高額療養費	77,166	4,500	81,666	2,242	2,258	19負担金補助及び交付金	4,500	高額療養費一般分増 4,500
		2	退職被保険者等高額療養費	9,125	500	9,625		500	19負担金補助及び交付金	500	高額療養費退職者分増 500
7	共同事業拠出金	143,000	2,500	145,500	1,000			1,500			
	1	共同事業拠出金	143,000	2,500	145,500	1,000		1,500			
		1	高額医療費拠出金	26,590	2,500	29,090	1,000	1,500	19負担金補助及び交付金	2,500	高額共同事業拠出金増 2,500
11	諸支出金	1,115	29,499	30,614				29,499			
	1	償還金及び還付加算金	1,115	29,499	30,614			29,499			

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		2償還金	13	29,499	29,512				29,499	23償還金利息及び割引料	29,499	療養給付費補助金過年度返還金増 29,499
		12予備費	47,886	△33,469	14,417				△33,469			
		1予備費	47,886	△33,469	14,417				△33,469			
		1予備費	47,886	△33,469	14,417				△33,469			
		計	1,464,416	3,930	1,468,346	3,430		500				

議案第21号

平成25年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成25年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,561千円を減額して、歳入歳出それぞれ124,119千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		38,071	△1,561	36,510
	1 一般会計繰入金	38,071	△1,561	36,510
歳入合計		125,680	△1,561	124,119

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		123,444	△1,561	121,883
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	123,444	△1,561	121,883
歳出合計		125,680	△1,561	124,119

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	38,071	△1,561	36,510
歳入合計	125,680	△1,561	124,119

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	123,444	△1,561	121,883	0	0	△1,561	0
歳出合計	125,680	△1,561	124,119	0	0	△1,561	0

2. 歳入

(単位：千円)

款項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3	繰入金	38,071	△1,561	36,510			
1	一般会計繰入金	38,071	△1,561	36,510			
1	事務費繰入金	7,158	△1,152	6,006	1 事務費繰入金	△1,152	事務費繰入金減 △1,152
2	保険基盤安定繰入金	30,913	△409	30,504	1 保険基盤安定繰入金	△409	保険基盤安定繰入金減 △409
	計	125,680	△1,561	124,119			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2後期高齢者医療広域連合納付金	123,444	△1,561	121,883			△1,561				
	1後期高齢者医療広域連合納付金	123,444	△1,561	121,883			△1,561				
	1後期高齢者医療広域連合納付金	123,444	△1,561	121,883			△1,561	19負担金補助及び交付金	△1,561	広域連合事務費負担金減 広域連合保険基盤安定負担金減	△1,152 △409
	計	125,680	△1,561	124,119			△1,561				

議案第22号

平成25年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

平成25年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,280千円を減額して、歳入歳出それぞれ1,229,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		206,420	8,000	214,420
	1 介護保険料	206,420	8,000	214,420
3 国庫支出金		296,728	△9,099	287,629
	1 国庫負担金	214,921	△6,520	208,401
	2 国庫補助金	81,807	△2,579	79,228
4 支払基金交付金		341,615	△11,629	329,986
	1 支払基金交付金	341,615	△11,629	329,986
5 県支出金		169,851	△6,513	163,338
	1 県負担金	164,873	△6,513	158,360
7 繰入金		172,690	△5,039	167,651
	1 一般会計繰入金	172,690	△5,039	167,651
歳入合計		1,254,100	△24,280	1,229,820

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,036	184	10,220
	1 総務管理費	1,933	184	2,117
2 保険給付費		1,168,575	△40,100	1,128,475
	1 介護サービス等諸費	1,050,701	△37,100	1,013,601
	2 介護予防サービス等諸費	70,414	△3,000	67,414
5 地域支援事業費		43,029	△210	42,819
	1 地域包括支援センター費	21,712	△210	21,502
6 予備費		25,542	15,846	41,388
	1 予備費	25,542	15,846	41,388
歳 出 合 計		1,254,100	△24,280	1,229,820

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	206,420	8,000	214,420
3 国庫支出金	296,728	△9,099	287,629
4 支払基金交付金	341,615	△11,629	329,986
5 県支出金	169,851	△6,513	163,338
7 繰入金	172,690	△5,039	167,651
歳入合計	1,254,100	△24,280	1,229,820

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,036	184	10,220	0	0	184	0
2 保険給付費	1,168,575	△40,100	1,128,475	△15,612	0	△16,642	△7,846
5 地域支援事業費	43,029	△210	42,819	0	0	△210	0
6 予備費	25,542	15,846	41,388	0	0	0	15,846
歳出合計	1,254,100	△24,280	1,229,820	△15,612	0	△16,668	8,000

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	保険料	206,420	8,000	214,420			
	1 介護保険料	206,420	8,000	214,420			
	1 第1号被保険者保険料	206,420	8,000	214,420	1 現年度分特別徴収保険料	10,000	特別徴収保険料の増 10,000
					2 現年度分普通徴収保険料	△2,000	普通徴収保険料の減 △2,000
3	国庫支出金	296,728	△9,099	287,629			
	1 国庫負担金	214,921	△6,520	208,401			
	1 介護給付費負担金	214,921	△6,520	208,401	1 現年度分	△6,520	介護給付費国庫負担金の減 △6,520
	2 国庫補助金	81,807	△2,579	79,228			
	1 調整交付金	75,138	△2,579	72,559	1 現年度分調整交付金	△2,579	調整交付金の減 △2,579
4	支払基金交付金	341,615	△11,629	329,986			
	1 支払基金交付金	341,615	△11,629	329,986			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
	1 介護給付費交付金	338,888	△11,629	327,259	1 現年度分	△11,629	介護給付費交付金の減 △11,629
5	県支出金	169,851	△6,513	163,338			
	1 県負担金	164,873	△6,513	158,360			
	1 介護給付費負担金	164,873	△6,513	158,360	1 現年度分	△6,513	県費介護給付費負担金の減 △6,513
7	繰入金	172,690	△5,039	167,651			
	1 一般会計繰入金	172,690	△5,039	167,651			
	1 介護給付費繰入金	146,072	△5,013	141,059	1 現年度分	△5,013	介護給付費繰入金の減 △5,013
	4 その他一般会計繰入金	23,292	△26	23,266	1 職員給与費等繰入金	△26	共済費繰入の減 システム改修費等繰入の増 △210 184
	計	1,254,100	△24,280	1,229,820			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
					特 定 財 源			区 分	金 額	
款	項 目				国県支出金	地 方 債	そ の 他			一 般 財 源
1	総務費	10,036	184	10,220			184			
	1 総務管理費	1,933	184	2,117			184			
	1-1 一般管理費	1,933	184	2,117			184		12 役務費	20 通信運搬費の増 20
									13 委託料	164 介護報酬改定に伴う改修 164
2	保険給付費	1,168,575	△40,100	1,128,475	△15,612		△16,642	△7,846		
	1 介護サービス等諸費	1,050,701	△37,100	1,013,601	△14,444		△15,397	△7,259		
	1-1 サービス等諸費	904,838	△35,100	869,738	△13,665		△14,567	△6,868	19 負担金補助及び交付金	△35,100 居宅介護サービス費の減 △5,500 特例居宅介護サービス費の減 △1,600 介護老人福祉施設費の減 △30,000 居宅介護サービス計画費の増 2,000
	3 地域密着型介護サービス給付費	145,863	△2,000	143,863	△779		△830	△391	19 負担金補助及び交付金	△2,000 認知症対応型共同生活費の減 △2,000
	2 介護予防サービス等諸費	70,414	△3,000	67,414	△1,168		△1,245	△587		
	1 介護予防サービス給付費	53,428	△3,000	50,428	△1,168		△1,245	△587	19 負担金補助及び交付金	△3,000 介護予防サービス費の減 △3,000
5	地域支援事業費	43,029	△210	42,819			△210			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	1 地域包括支援センター費	21,712	△210	21,502			△210				
	1 一般管理費	21,712	△210	21,502			△210		4 共済費	△210	率の変更による △210
	6 予備費	25,542	15,846	41,388				15,846			
	1 予備費	25,542	15,846	41,388				15,846			
	1 予備費	25,542	15,846	41,388				15,846			
	計	1,254,100	△24,280	1,229,820	△15,612		△16,668	8,000			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位千円)

区 分	職員数	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当 支給率(月分)	地域手当	寒冷地手当	他手当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計	0	0					0		0	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計	0	0					0		0	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計	0	0					0		0	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	3人		10,183	6,781	16,964	3,211	20,175	
補正前	3人		10,183	6,781	16,964	3,421	20,385	
比較						△ 210	△ 210	

(単位千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養	管理職	住居	通勤	時間外	期末	勤勉	寒冷地	特勤	宿日直	児童	退職	合計	備考
	補正後	528			107	210	2,461	1,272				420	1,783	6,781	
	補正前	528			107	210	2,461	1,272				420	1,783	6,781	
	比較														

(単位千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区	分	一般行政職	技能労務職
平成26年3月1日現在	平均給料月額(円)	279,433	
	平均給与月額(円)	302,900	
	平均年齢(歳)	40.57	
平成25年9月1日現在	平均給料月額(円)	279,433	
	平均給与月額(円)	302,900	
	平均年齢(歳)	39.81	

イ 初任給

(単位:円)

区	分	一般行政職	技能労務職	国の制度	備考
平成26年3月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	
平成25年9月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成26年3月1日現在	1 級			1 級			
	2 級	1	33.3	2 級			
	3 級	2	66.7	3 級			
	4 級						
	5 級						
	6 級						
	計	3	100.0	計			
平成25年9月1日現在	1 級			1 級			
	2 級	1	33.3	2 級			
	3 級	2	66.7	3 級			
	4 級			4 級			
	5 級						
	6 級						
	計	3	100.0	計			

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	3	3		
		6号給(人)				
	比 率(B) / (A) (%)	100.0%	100.0%			
区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				0
		3号給(人)				
		4号給(人)	3	3		0
		6号給(人)				
	比 率(B) / (A) (%)	100.0%	100.0%			

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.90	2.05		3.95	有	
補正前	1.90	2.05		3.95	有	
国の制度	1.90	2.05		3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (平成26年3月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第23号

平成25年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成25年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 3月24日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		18,001	4,933	22,934
	1 分担金及び負担金	18,001	4,933	22,934
3 繰入金		173,269	△4,521	168,748
	1 繰入金	173,269	△4,521	168,748
5 国庫支出金		3,800	△430	3,370
	1 国庫補助金	3,800	△430	3,370
6 諸収入		0	18	18
	1 雑入	0	18	18
歳入	合計	284,165	0	284,165

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,420	△3,300	65,120
	2 施設管理費	45,574	△3,300	42,274
2 事業費		17,839	△1,560	16,279
	1 公共下水道事業費	17,839	△1,560	16,279
4 予備費		2,048	4,860	6,908
	1 予備費	2,048	4,860	6,908
歳出	合計	284,165	0	284,165

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	18,001	4,933	22,934
3 繰入金	173,269	△4,521	168,748
5 国庫支出金	3,800	△430	3,370
6 諸収入	0	18	18
歳入合計	284,165	0	284,165

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	68,420	△3,300	65,120	0	0	△3,282	△18
2 事業費	17,839	△1,560	16,279	△430	0	△1,130	0
4 予備費	2,048	4,860	6,908	0	0	4,842	18
歳出合計	284,165	0	284,165	△430	0	430	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目 款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	区 分 節 金 額		説 明
1 分担金及び負担金	18,001	4,933	22,934			
1 分担金及び負担金	18,001	4,933	22,934			
1 分担金及び負担金	18,001	4,933	22,934	1 受益者負担金	5,633	受益者負担金の増 5,633
				3 工事負担金	△700	神護原線汚水管布設替工事費の減 △700
3 繰入金	173,269	△4,521	168,748			
1 繰入金	173,269	△4,521	168,748			
1 繰入金	173,269	△4,521	168,748	1 一般会計繰入金	△4,521	一般会計繰入金の減 △4,521
5 国庫支出金	3,800	△430	3,370			
1 国庫補助金	3,800	△430	3,370			
1 下水道事業補助金	3,800	△430	3,370	1 公共下水道事業補助金	△430	社会資本整備総合交付金の減 △430
6 諸収入	0	18	18			
1 雑入	0	18	18			

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	0	18	18	1 雑入	18	日本下水道協会研修補助 18
計	284,165	0	284,165			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目 款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額	説 明		
				国庫支出金	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他 一 般 財 源				
1総務費	68,420	△3,300	65,120				△3,282	△18			
1総務管理費	22,846	0	22,846				18	△18			
1一般管理費	22,846	0	22,846				18	△18	財源補正		
2施設管理費	45,574	△3,300	42,274				△3,300				
1維持管理費	45,574	△3,300	42,274				△3,300				
								11需用費	△2,300	電気料の増 修繕費の減	400 △2,700
								13委託料	△1,000	汚泥処分費の減	△1,000
2事業費	17,839	△1,560	16,279	△430			△1,130				
1公共下水道事業費	17,839	△1,560	16,279	△430			△1,130				
1公共下水道事業費	17,839	△1,560	16,279	△430			△1,130				
								13委託料	△860	処理場長寿命化調査費の減	△860
								15工事請負費	△700	神護原線污水管布設替工事費の減	△700
3公債費	195,848	0	195,848				0				
1公債費	195,848	0	195,848				0				

(単位：千円)

科 目 款 項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 金額	説 明
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
1元金	139,644	0	139,644			0			財源補正
2利子	56,204	0	56,204			0			財源補正
4予備費	2,048	4,860	6,908			4,842	18		
1予備費	2,048	4,860	6,908			4,842	18		
1予備費	2,048	4,860	6,908			4,842	18		
計	284,165	0	284,165	△430		430			

議案第24号

平成25年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

平成25年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成26年 3月24日 訂 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		71,819	△372	71,447
	2 施設管理費	54,108	△372	53,736
4 予備費		4,259	372	4,631
	1 予備費	4,259	372	4,631
	歳出合計	385,439	0	385,439

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	71,819	△372	71,447	0	0	0	△372
4 予備費	4,259	372	4,631	0	0	0	372
歳 出 合 計	385,439	0	385,439	0	0	0	0

2. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 額	説 明
				特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1総務費	71,819	△372	71,447					△372	
2施設管理費	54,108	△372	53,736					△372	
1維持管理費	54,108	△372	53,736					△372	11需用費 電気料の増 修繕費の減 1,120 △1,492
4予備費	4,259	372	4,631					372	
1予備費	4,259	372	4,631					372	
1予備費	4,259	372	4,631					372	
計	385,439	0	385,439						

議案第 25 号

平成 25 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 25 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,000 千円を追加して、歳入歳出それぞれ 541,901 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 3 月 24 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 26 年 3 月 24 日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		488,268	8,000	496,268
	1 使用料	488,268	8,000	496,268
歳入合計		533,901	8,000	541,901

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		507,836	4,120	511,956
	1 営業費	505,836	4,120	509,956
2 予備費		26,065	3,880	29,945
	1 予備費	26,065	3,880	29,945
歳出合計		533,901	8,000	541,901

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	488,268	8,000	496,268
歳入合計	533,901	8,000	541,901

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営費	507,836	4,120	511,956	0	0	4,120	0
2 予備費	26,065	3,880	29,945	0	0	3,880	0
歳出合計	533,901	8,000	541,901	0	0	8,000	0

2. 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 使用料及び手数料	488,268	8,000	496,268			
		1 使用料	488,268	8,000	496,268			
		1 町営施設使用料	481,560	8,000	489,560	1 清流苑施設 使用料	8,000	宿泊宴会料増 8,000
		計	533,901	8,000	541,901			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
	1	運営費	507,836	4,120	511,956			4,120				
		1 営業費	505,836	4,120	509,956			4,120				
		1 総務費	29,082	△280	28,802			△280		4 共済費	△280	共済組合負担金減 △280
		2 営業費	465,063	4,400	469,463			4,400		7 賃金	4,000	清流苑職員賃金増 4,000
										27 公課費	400	公課費増 400
	2	予備費	26,065	3,880	29,945			3,880				
		1 予備費	26,065	3,880	29,945			3,880				
		1 予備費	26,065	3,880	29,945			3,880				
		計	533,901	8,000	541,901			8,000				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	3人		10,400	7,700	18,100	3,670	21,770	
補正前	3人		10,400	7,700	18,100	3,950	22,050	
比 較						△ 280	△ 280	

(単位千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	管理職	住 居	通 勤	時間外	期 末	勤 勉	寒冷地	特 勤	宿日直	児 童	退 職	合 計	備 考
	補正後	320			80	3,000	2,600	1,400				300	2,040	9,740	
	補正前	320			80	3,000	2,600	1,400				300	2,040	9,740	
	比 較														

(単位千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
		給 料	職員手当		
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成26年3月1日現在	平均給料月額(円)	288,774	
	平均給与月額(円)	351,816	
	平均年齢(歳)	40.08	
平成25年9月1日現在	平均給料月額(円)	288,774	
	平均給与月額(円)	351,816	
	平均年齢(歳)	40.08	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成26年3月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	
平成25年9月1日現在	高校卒	140,100	140,100	140,100	
	短大卒	152,800		152,800	
	大学卒	172,200		172,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成26年3月1日現在	1 級	1	33.3	1 級			
	2 級			2 級			
	3 級	1	33.3	3 級			
	4 級	1	33.3				
	5 級						
	6 級						
	計	3	100	計			
平成25年9月1日現在	1 級	1	33.3	1 級			
	2 級			2 級			
	3 級	1	33.3	3 級			
	4 級	1	33.3				
	5 級						
	6 級						
	計	3	100	計			

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	2	2		
		5号給(人)	1	1		
比 率(B) / (A) (%)	100	100				

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.90	2.05		3.95	有	
補正前	1.90	2.05		3.95	有	
国の制度	1.90	2.05		3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

全職員支給対象外

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第26号

平成25年度松川町青年の家特別会計補正予算（第3回）

平成25年度松川町青年の家特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

第1表 歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理運営費		34,830	100	34,930
	1 管理運営費	34,830	100	34,930
2 予備費		3,060	△100	2,960
	1 予備費	3,060	△100	2,960
歳 出 合 計		37,890	0	37,890

歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 管理運営費	34,830	100	34,930	0	0	0	100
2 予備費	3,060	△100	2,960	0	0	0	△100
歳出合計	37,890	0	37,890	0	0	0	0

2. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1	管理運営費	34,830	100	34,930				100				
	1	管理運営費	34,830	100	34,930							
		1	管理運営費	34,830	100	34,930			100	14使用料及び 賃借料	100	除雪重機使用料増 100
2	予備費	3,060	△100	2,960				△100				
	1	予備費	3,060	△100	2,960				△100			
		1	予備費	3,060	△100	2,960			△100			
	計	37,890	0	37,890								

議案第27号

平成25年度松川町水道事業会計補正予算（第4回）

（総 則）

第1条 平成25年度松川町水道事業会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度松川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入	（千円）	（千円）	（千円）
第11款	水道事業収益	276,987	△ 3,208	273,779
第1項	営業収益	256,955	△ 2,788	254,167
第2項	営業外収益	20,032	△ 420	19,612
	支 出			
第21款	水道事業費用	284,283	△ 1,318	282,965
第1項	営業費用	240,413	△ 1,318	239,095
第2項	営業外費用	43,270	0	43,270
第3項	特別損失	100	0	100
第9項	予 備 費	500	0	500

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(本文括弧書中、当年度損益勘定留保資金で補てんする額145,766千円を152,562千円に改める。)

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入	(千円)	(千円)	(千円)
第31款 資本的収入	192,172	3,397	195,569
第1項 工事負担金	14,700	0	14,700
第2項 補助金	44,472	3,397	47,869
第3項 企業債	133,000	0	133,000
支出			
第41款 資本的支出	337,938	10,193	348,131
第1項 建設改良費	225,410	10,193	235,603
第2項 企業債償還金	112,528	0	112,528

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第10条中「39,189千円」を「42,166千円」に改める。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

平成 25 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11 水道事業収益			276,987	△ 3,208	273,779	
	1 営業収益		256,955	△ 2,788	254,167	
		1 給水収益	248,540	△ 4,349	244,191	
		9 その他の営業収益	8,405	1,561	9,966	
	2 営業外収益		20,032	△ 420	19,612	
		2 他会計補助金	19,762	△ 420	19,342	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			284,283	△ 1,318	282,965	
	1 営業費用		240,413	△ 1,318	239,095	
		1 原水及び浄水費	39,859	40	39,899	
		2 配水及び給水費	45,680	△ 1,400	44,280	
		3 総係費	26,601	42	26,643	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
31 資本的收入			192,172	3,397	195,569	
	2 補助金		44,472	3,397	47,869	
		2 他会計補助金		19,427	3,397	22,824

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41 資本の支出			337,938	10,193	348,131	
	1 建設改良費		225,410	10,193	235,603	
		2 上水道整備事業費		171,450	10,193	181,643

平成 25 年度 松川町水道事業会計補正予算(第4回)事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
11	水道事業	収益	276,987	△ 3,208	273,779			
	1	営業収益	256,955	△ 2,788	254,167			
		1 給水収益	248,540	△ 4,349	244,191			
						1 水道料金	△ 4,349	水道料金の減 △4,349
		9 その他の営業収益	8,405	1,561	9,966			
						3 消火栓維持管理負担金	△ 77	消火栓維持管理負担金の減 △77
						9 水道加入負担金	1,638	加入負担金の増 1,638
	02	営業外収益	20,032	△ 420	19,612			
		2 他会計補助金	19,762	△ 420	19,342			
						1 一般会計補助金	△ 420	一般会計補助金の減 △420

支出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
21	水道事業	費用	284,283	△ 1,318	282,965			
	1	営業費用	240,413	△ 1,318	239,095			
		1 原水及び浄水費	39,859	40	39,899			
						15 委託料	△ 500	不用額 △500
						22 動力費	540	電気料の増 540
		2 配水及び給水費	45,680	△ 1,400	44,280			
						20 工事請負費	50	量水器取替工事費の増 50
						21 路面復旧費	△ 1,500	不用額 △1,500
						24 材料費	50	材料費の増 50
		3 総係費	26,601	42	26,643			
						32 負担金	42	国庫補助事業の特別会費 42

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
31	資本的收入		192,172	3,397	195,569			
	2	補助金	44,472	3,397	47,869			
		2 他会計補助金	19,427	3,397	22,824			
						1 一般会計補助金	3,397	片桐ダム堰堤改良事業繰入の増 3,397

支 出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
41	資本的支出		337,938	10,193	348,131			
	1	建設改良費	225,410	10,193	235,603			
		2 上水道 整備事業費	171,450	10,193	181,643			
						32 負担金	10,193	片桐ダム堰堤改良事業費の増 10,193

議案第28号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和31年松川町条例第8号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月 24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月 24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 31 年松川町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

職名区分	給料月額
町長	684,000 円
副町長	577,000 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第29号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年松川町条
例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年 3月24日 提出
松川町長 深津 徹

平成26年 3月24日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正
する条例 (案)

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年松川町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「535,000円」を「508,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 30 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条(昭和 31 年
松川町条例第 11 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと
する。

平成 26 年 3 月 24 日 提出
松 川 町 長 深津 徹

平成 26 年 3 月 29 日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ~~(案)~~

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年松川町条例第 11 号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「

消防団	団長	372,000
	副団長	294,000
	分団長	142,000
	副分団長	117,000
	班長	49,000
	団員	19,500

」を「

消防団	団長	391,000
	副団長	309,000
	分団長	149,000
	副分団長	122,000
	班長	54,000
	団員	21,000

」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

松川町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松川町保育園設置及び運営に関する条例(昭和 51 年松川町条例第 9 号)の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 26 年 3 月 24 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 26 年 3 月 24 日 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

松川町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例(案)

松川町保育園設置及び運営に関する条例(昭和51年松川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

保育園の名称	設置主体	設置場所	収容定員
上片桐保育園	松川町	松川町上片桐2197番地	120人
双葉保育園		松川町元大島1664番地5	90人
名子中央保育園		松川町元大島3771番地	140人
大島保育園		松川町大島1722番地	60人

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年5月19日から施行する。

議案第 32 号

松川町高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理 を行わせようとする 施設の名称	2 指定管理者となる団体の名称	3 指定の期間
大島中部地区 高齢者支えあい拠点 施設	松川町大島 1655 番地 大島中部自治会 自治会長 宮下 亮男	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日

平成 26 年 3 月 24 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 26 年 3 月 24 日 可決
松川町議会議長 島田 弘美

議案第 33 号

平成 25 年度 名子統合保育園建設 建築工事変更請負契約
の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松川町条例第 2 号）の規定に基づき、下記のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成 25 年度 名子統合保育園建設 建築工事
- 2 契約の金額 金 455,175,000 円
(変更前契約金額 金 451,920,000 円)
- 3 契約の相手方 長野県下伊那郡松川町元大島 1480 番地 18
ヤマウラ・林材木店特定建設工事共同企業体

平成 26 年 3 月 24 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 26 年 3 月 24 日 可 決
松川町議会議長 島 田 弘 美

議案第 34 号

平成 25 年度 名子統合保育園建設 機械設備工事変更請負契約
の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松川町条例第 2 号）の規定に基づき、下記のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成 25 年度 名子統合保育園建設 機械設備工事
- 2 契約の金額 金 53,214,000 円
(変更前契約金額 金 51,912,000 円)
- 3 契約の相手方 長野県飯田市上郷別府 3357 番地 10
飯田ボイラー・松川設備工業特定建設工事共同企業体

平成 26 年 3 月 24 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 26 年 3 月 24 日 可 決
松川町議会議長 島田弘美

議案第 35 号

平成 25 年度 名子統合保育園建設 電気設備工事変更請負契約
の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年松川町条例第 2 号）の規定に基づき、下記のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成 25 年度 名子統合保育園建設 電気設備工事
- 2 契約の金額 金 61,719,000 円
(変更前契約金額 金 60,322,500 円)
- 3 契約の相手方 長野県飯田市松尾町 3 丁目 15 番地
新井電気工事株式会社

平成 26 年 3 月 24 日 提出
松 川 町 長 深 津 徹
平成 26 年 3 月 24 日 可 決
松川町議会議長 島田弘美

発議第 3 号

だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 26 年 3 月 24 日 提出

提出者	松川町議会議員	加賀田 亮
賛成者	松川町議会議員	森谷 岩夫
	同	黒澤 哲郎
	同	松井 悦子
	同	間瀬 重男
	同	熊谷 宗明

平成 26 年 3 月 24 日 可決
松川町議会議長 島 田 弘 美

だれもが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書

高齢化社会にあって、国民の老後の支えともなるべき介護保険制度が、大きく見直されようとしていることに、強い危惧を感じます。

一昨年「社会保障制度改革推進法」の成立、それを受けての「社会保障制度改革推進国民会議」の「報告書」の政府への提出、その後の「改革推進プログラム法」の成立、そして、昨年年末には、これらの過程の「集大成」ともいえる大きな「見直し」の内容が、厚生労働省・社会保障審議会介護保険部会により示されました。

これらの「見直し」の内容は、いずれも介護保険制度導入時に掲げられた「介護の社会化」の理念から一層遠のくもので、制度の在り方の根幹に関わるものと考えます。そこで、だれもが安心して利用できる介護保険制度実現のため、下記の項目を要望します。

記

1. 「要支援者」への対応を現行通り介護保険給付の対象者とし、市町村による「総合支援事業」対象に移さないこと
2. 特別養護老人ホーム入居対象者を、介護度Ⅲ以上の者等と枠づけをしないこと
3. 特別養護老人ホーム入居者の内、低所得者への「補足給付」条件を現行通りとすること
4. 介護保険サービス利用料負担を現行通り一割負担とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月24日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 宛

長野県松川町議会

発議第 4 号

雇用の安定を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 26 年 3 月 24 日 提出

提出者	松川町議会議員	菅沼 一弘
賛成者	松川町議会議員	関 克義
	同	坂本 勇治
	同	白川 靖浩
	同	米山 由子
	同	橋本 喜治
	同	米山 俊孝

平成 26 年 3 月 24 日 可決
松川町議会議長 島 田 弘 美

雇用の安定を求める意見書

国民にとって、働くことは、生活の糧を得るだけではなく、生きがいであり、憲法に保障された国民の権利であることから、雇いを安定させることは国の重大な責務の一つであります。

政府は、少子高齢化が進み人口が減少するなか、日本経済を再生し、我が国の経済社会を持続可能なものとしていくための成長戦略において、人材こそが日本が世界に誇る最大の資源であるとの観点から「世界トップレベルの雇用環境」を実現し、産業競争力を強化することとしています。このため、従来の日本的雇用システムを抜本的に変革し、柔軟で多様な働き方ができる社会、企業外でも能力を高め、適職に移動できる社会、全員参加により能力が発揮される社会を実現し、日本の強みとグローバル・スタンダードを兼ね備えた、新たな日本的就業システムを目指しています。

一方、いわゆる「ブラック企業」問題に象徴される長時間労働や過重労働などによる過労死が社会問題となっているなか、労働者を保護するルールの一層の推進を求める声があります。

よって、国においては、雇用の安定を図るため、次の事項を実施するよう強く要請します。

記

1. 労働規制の緩和にあたっては、雇用の安定の観点に重点を置き、慎重な対応をすること。
2. 派遣労働者のキャリアアップや直接雇用の推進を図り、雇用の安定と処遇改善に向けた措置を講ずること。
3. 「ブラック企業」に対する実効性ある対策を講じるとともに、学校における職業教育、進路指導、職業相談等の就労支援を拡充すること。
4. 過労死防止施策を総合的に推進すること。
5. 成長分野の産業育成を図り雇いを創出すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣 宛

発議第 5 号

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことに
ついて、別紙のとおり意見書の議決を求める。

平成 26 年 3 月 24 日 提出

提出者	松川町議会議員	米山 俊孝
賛成者	松川町議会議員	関 克義
	同	坂本 勇治
	同	白川 靖浩
	同	米山 由子
	同	橋本 喜治
	同	菅沼 一弘

平成 26 年 3 月 29 日 可決
松川町議会議長 島 田 弘 美

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年未までの妥結を目指して進められてきましたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなりました。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚および与党幹部は、国会および自民党による決議を守るための交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっています。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されますが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならないと考えます。

他方、交渉内容については、十分な情報は開示されないままであります。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISD条項など、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠です。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきであると考えます。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請します。

記

1. TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月²⁴日

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済再生担当大臣 宛

長野県松川町議会